

佐賀県告示第373号

指定金融機関等の指定（平成13年佐賀県告示第163号）の一部を次のように改正し、平成26年10月1日から施行する。

平成26年9月16日

佐賀県知事 古 川 康

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | | | 改正後 | | |
|------------|---|--|------------|---|--|
| 1・2 略 | | | 1・2 略 | | |
| 3 収納代理金融機関 | | | 3 収納代理金融機関 | | |
| 名称 | 取扱店舗 | 取扱事務の範囲 | 名称 | 取扱店舗 | 取扱事務の範囲 |
| 略 | | | 略 | | |
| 株式会社ゆうちょ銀行 | 九州内(沖縄県を除く。)の全てのゆうちょ銀行及びゆうちょ銀行から銀行業務を委託された郵便局(マルチペイメントネットワークを利用できる場合は日本国内の全てのゆうちょ銀行及びゆうちょ銀行から銀行業務を委託された郵便局)並びに福岡貯金事務センター(福岡貯金事務センター | 県営住宅使用料、 <u>母子寡婦福祉資金償還金</u> 、育英資金返還金、佐賀県税条例(昭和30年佐賀県条例第23号)第2条第2号に規定する徴収金及び佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第2条第14号に規定する諸収入金のうち寄付金の収納事務(育英資金返還金は自動払込による収納事務に限り、佐賀県税条例に規定する徴収金につ | 株式会社ゆうちょ銀行 | 九州内(沖縄県を除く。)の全てのゆうちょ銀行及びゆうちょ銀行から銀行業務を委託された郵便局(マルチペイメントネットワークを利用できる場合は日本国内の全てのゆうちょ銀行及びゆうちょ銀行から銀行業務を委託された郵便局)並びに福岡貯金事務センター(福岡貯金事務センター | 県営住宅使用料、 <u>母子父子寡婦福祉資金償還金</u> 、育英資金返還金、佐賀県税条例(昭和30年佐賀県条例第23号)第2条第2号に規定する徴収金及び佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第2条第14号に規定する諸収入金のうち寄付金の収納事務(育英資金返還金は自動払込による収納事務に限り、佐賀県税条例に規定する徴収金につ |

| 改正前 | | | 改正後 | | |
|-----|-------------------|---------------------|-----|-------------------|---------------------|
| | は自動払込による収納事務に限る。) | いては自動払込による収納事務を除く。) | | は自動払込による収納事務に限る。) | いては自動払込による収納事務を除く。) |
| 略 | | | 略 | | |